

令和元年度用高等学校教科書「社会と情報 Next / 社情 315」

記述の更新等に関するお知らせ

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

著作権法が改定されたことを受けまして、文部科学省に記述の更新・変更の申請を行い承認されましたので、令和 2 年度供給の教科書より、記述を更新・変更いたします。

頁	行	原文	訂正文																								
45	表 1	<p><b>表 1 知的財産権の保護期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保護期間の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>著作権</td> <td>創作時から著作者の死後<del>50</del><u>70</u>年 ※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後<del>50</del><u>70</u>年、法人は公表後<del>50</del><u>70</u>年、映画は公表後<del>70</del><u>70</u>年保護される。</td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>出願から20年（一部25年に延長）</td> </tr> <tr> <td>実用新案権</td> <td>出願から10年</td> </tr> <tr> <td>意匠権</td> <td>登録から20年</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>登録から10年（更新すると期間がのびる）</td> </tr> </tbody> </table>	保護期間の例		著作権	創作時から著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年 ※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年、法人は公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年、映画は公表後 <del>70</del> <u>70</u> 年保護される。	特許権	出願から20年（一部25年に延長）	実用新案権	出願から10年	意匠権	登録から20年	商標権	登録から10年（更新すると期間がのびる）	<p><b>表 1 知的財産権の保護期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保護期間の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>著作権</td> <td>創作時から著作者の死後<del>50</del><u>70</u>年 ※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後<del>50</del><u>70</u>年、法人は公表後<del>50</del><u>70</u>年、映画は公表後<del>70</del><u>70</u>年保護される。</td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>出願から20年（一部25年に延長）</td> </tr> <tr> <td>実用新案権</td> <td>出願から10年</td> </tr> <tr> <td>意匠権</td> <td>登録から20年</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>登録から10年（更新すると期間がのびる）</td> </tr> </tbody> </table>	保護期間の例		著作権	創作時から著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年 ※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年、法人は公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年、映画は公表後 <del>70</del> <u>70</u> 年保護される。	特許権	出願から20年（一部25年に延長）	実用新案権	出願から10年	意匠権	登録から20年	商標権	登録から10年（更新すると期間がのびる）
保護期間の例																											
著作権	創作時から著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年 ※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年、法人は公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年、映画は公表後 <del>70</del> <u>70</u> 年保護される。																										
特許権	出願から20年（一部25年に延長）																										
実用新案権	出願から10年																										
意匠権	登録から20年																										
商標権	登録から10年（更新すると期間がのびる）																										
保護期間の例																											
著作権	創作時から著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年 ※共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <del>50</del> <u>70</u> 年、法人は公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年、映画は公表後 <del>70</del> <u>70</u> 年保護される。																										
特許権	出願から20年（一部25年に延長）																										
実用新案権	出願から10年																										
意匠権	登録から20年																										
商標権	登録から10年（更新すると期間がのびる）																										
165	3, 表 (左段)	<p>著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間およびその死後 <del>50</del> <u>70</u> 年間である。しかし、以下のような例外がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保護期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物</td> <td>公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年 (死後 <del>50</del> <u>70</u> 年経過が明らかであれば、その時点まで)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	保護期間	無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年 (死後 <del>50</del> <u>70</u> 年経過が明らかであれば、その時点まで)	映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)	著作隣接権	実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年	<p>著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間およびその死後 <del>50</del> <u>70</u> 年間である。しかし、以下のような例外がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保護期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物</td> <td>公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年 (死後 <del>50</del> <u>70</u> 年経過が明らかであれば、その時点まで)</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)</td> </tr> <tr> <td>著作隣接権</td> <td>実演、レコードの発行が行われたときから <del>50</del> <u>70</u> 年、放送または有線放送が行われたときから 50 年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	保護期間	無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年 (死後 <del>50</del> <u>70</u> 年経過が明らかであれば、その時点まで)	映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)	著作隣接権	実演、レコードの発行が行われたときから <del>50</del> <u>70</u> 年、放送または有線放送が行われたときから 50 年								
種類	保護期間																										
無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年 (死後 <del>50</del> <u>70</u> 年経過が明らかであれば、その時点まで)																										
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)																										
著作隣接権	実演、レコードへの固定、放送または有線放送が行われたときから 50 年																										
種類	保護期間																										
無名・変名 (周知の変名は除く)の著作物	公表後 <del>50</del> <u>70</u> 年 (死後 <del>50</del> <u>70</u> 年経過が明らかであれば、その時点まで)																										
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)																										
著作隣接権	実演、レコードの発行が行われたときから <del>50</del> <u>70</u> 年、放送または有線放送が行われたときから 50 年																										
165	表 (右段)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)</td> <td>プログラムの所有者は、みずから電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、<u>翻案</u>することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、 <u>翻案</u> することができる。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)</td> <td>プログラムの所有者は、みずから電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製<u>することができる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製 <u>することができる。</u>																				
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、 <u>翻案</u> することができる。																										
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)	プログラムの所有者は、みずから電子計算機で実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製 <u>することができる。</u>																										
166	48 (左段)	<p>2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。）<del>五</del><u>七</u>十年を経過するまでの間、存続する。</p>	<p>2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。）<del>五</del><u>七</u>十年を経過するまでの間、存続する。</p>																								